

今回の検討の考え方について

1. 今回の検討の位置付け

平成 27 年 3 月に公表した生態系被害防止外来種リストを受け、現時点で指定が可能と考えられる外来種について指定に向けた検討を進めている。原則として、全ての分類群について検討を行う。

昨年度は、「爬虫類」、「両生類」、「魚類」、「植物」を対象として検討した。平成 28 年度は、昨年度検討を行っていない、「哺乳類」、「鳥類」、「陸生節足動物（昆虫類等）」、「その他の無脊椎動物」について、対象として検討する。

2. 特定外来生物の指定の全体方針

(1) 優先順位について

生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、被害の未然防止効果が高い以下の区分に位置づけられている種類を中心に検討を進める。

なお、以下の区分に該当しない場合にも、現時点で指定すべき種については、指定候補として検討する。

- 定着予防外来種（侵入予防外来種、その他の定着予防外来種）
- 総合対策外来種のうち定着段階が「侵入初期/限定分布」、「小笠原・南西諸島」のもの

(2) 生物分類群別の検討の方針・進め方

① 鳥類

既に定着しているものについては、比較的移動拡散能力が高く自然分散をするものが多いため、人為的な移動等の規制による効果が低い。被害の未然防止効果が高く、迅速に指定可能な種類として、定着予防外来種及び総合対策外来種のうち定着が限定的であるものを指定候補とする。

<指定を検討する種>

- その他の定着予防外来種
シリアカヒヨドリ
- その他の総合対策外来種
ヒゲガビチョウ（未判定）

② ほ乳類

当該分類群は、予防的観点からも多くの種類が特定外来生物に指定されている。

現時点で指定候補となる生物はないが、生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、特定外来生物に指定されていない種について、どのような対策が効果的であるかご意見を伺う。

<対策を検討する種>

○生物多様性保全上重要な地域での防除が重要な種

ノヤギ、クマネズミ、ドブネズミ（ノネコ、ノイヌ）

○適正な管理が重要な種

ノネコ、ノイヌ、カイウサギ、シマリス、リスザル、フェレット

○その他

ハクビシン、ノブタ・イノブタ、ハツカネズミ

3. 指定までのスケジュール（案）

平成 28 年 12～2 月 : 専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物、
その他の無脊椎動物、哺乳類・鳥類）

平成 29 年 2 月 : 専門家会合（全体会合）
: パブリックコメント（30 日間）

平成 29 年 7 月頃 : 特定外来生物に指定